

答弁書第一九〇号

内閣参質一八〇第一九〇号

平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員山谷えり子君提出国連安全保障理事会の北朝鮮制裁に係る年次報告書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出国連安全保障理事会の北朝鮮制裁に係る年次報告書に関する質問に対する答弁書

一及び四について

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号パラグラフ二十六に基づき設置された専門家パネルが同パラグラフ(d)に基づき作成し、国際連合安全保障理事会が平成二十二年十一月五日（現地時間）に公表した報告書（以下「平成二十二年報告書」という。）及び同パラグラフに規定する活動の期間を同決議千九百八十五号パラグラフ一において延長された専門家パネルが同決議第千九百八十五号パラグラフ二に基づき作成し、同理事会が平成二十四年六月二十九日（現地時間）に公表した報告書（以下「平成二十四年報告書」という。）は、いずれも、同決議第千七百十八号及び同決議第千八百七十四号に基づいて北朝鮮に対して行われた制裁措置の実施状況を包括的に分析するとともに、当該措置に違反する個別の事案について調査し分析した結果を具体的に記述しており、政府としては、当該措置の実効性の向上に資するものとして歓迎している。

二及び三について

平成二十二年報告書及び平成二十四年報告書については、いずれも日本語訳を作成しておらず、作成する予定もない。なお、このうち、平成二十四年報告書については、外務省において概要を作成したところである。

五について

政府としては、平成二十二年報告書及び平成二十四年報告書も踏まえながら、引き続き関係国と連携し、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号及び同決議第千八百七十四号に基づいて北朝鮮に対して行われている制裁措置等の実効性の更なる向上に取り組むとともに、拉致問題を含む北朝鮮をめぐる諸懸案の解決に向けて全力を尽くしていく考えである。